

報告第24号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和5年12月6日	80,000円	足立区神明 在住者	区が管理する遊歩道の敷地に生えている樹木の根が、同敷地に隣接する相手方の宅地の地中まで伸び、同宅地内に設置された排水管の内部に侵入したことにより、排水管を詰まらせる損害を与えた。